

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 二六七
- 土地改良区の解散を認可した件 二六七
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二六七
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件三件 二六八
- 保安林の指定を解除する件 二六八
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 二六八
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二六九
- 一般競争入札を行う件 二六九
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 二六九
- 福 島 県 警 察 本 部 二六九
- 落札者を決定した件 二六九
- 正 誤 二六九
- 平成十九年三月三十一日付け号外第三十九号中 二六九

公 告

告 示

福島県告示第二百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
夢・タウン・飯坂 福島市飯坂町字月崎町十二番四号
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

福島県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年四月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富久山店 郡山市富久山町久保田字太郎殿前百七十五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第二百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、石川町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成十九年三月三十日認可した。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第二百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、諏訪下地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年四月十一日から
同 年五月一日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所
田村市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
相馬市大坪字山田三七一の二
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
福島市飯坂町中野字出来沼五の一四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市平上平窪字加ノ内一五一の二、一五一の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
喜多方市山都町蓬菜字小杉沢二八五二の一
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南相馬市小高区小高字水谷迫三八
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡鮫川村大字西山字戸倉一七四の一、二六九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市月館町月館字梨木久保山三の一から三の三、字長草山一の一、二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告第百八十八号

産業廃棄物処理業者等情報管理システム用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 借入物品の名称及び数量 産業廃棄物処理業者等情報管理システム用機器 一式

（構築、搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等一式）

2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十九年六月一日から平成二十三年五月三十一日まで

4 納入場所 福島県庁西庁舎十一階第二電子計算機室（福島県福島市杉妻町二番十号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品を国又は地方公共団体へ貸与した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

4 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成十九年四月二十五日（水）午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県生活環境部環境保全領域産業廃棄物対策グループ

電話〇二四―五二―七二六四

入札書の提出場所等

四

入札書の提出場所等

入札書の提出場所等

入札書の提出場所等

入札書の提出場所等

入札書の提出場所等

入札書の提出場所等

入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年四月十七日(火) 午後一時三十分 福島県自治会館八階八〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年五月七日(月) 午後一時三十分 福島県庁西庁舎三階三〇二会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金
1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、三本楯地区に係る県営農林漁業用揮発油稅財源身替農道整備事業の工事は平成十九年一月十七日完了したので公告する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、

下城地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十九年三月二十日完了したので公告する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、浮金地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成十九年三月二十三日完了したので公告する。

平成十九年四月十日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第24号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通管制システム中央装置の賃借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年4月10日

福島県警察本部長 綿 貫 茂

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

交通管制システム中央装置 一式(搬入、据付け、組立て、調整等を含む。)

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日 平成18年12月26日

4 落札者の氏名及び住所 住信・松下フイナンスヤルサービス株式会社 大阪府大阪市北区中之島3-2-18

5 落札金額 67,649,400円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成18年11月10日

正 誤

(会 計 課)

ページ	段	行	正	誤

○平成十九年三月三十一日付け号外第三十九号中

四	四	四	の二中「福島県 徴税吏員 事務吏員」
下	下	下	
十五	一〇	二	
第三十五号様式中「福島県 徴税吏員 事務吏員」	第三十一号様式中「福島県 徴税吏員 事務吏員」	第三十一号様式中「福島県 徴税吏員 事務吏員」	

○平成十九年三月三十一日付け号外第三十九号中

ページ	段	行	正	誤
六	六	六		
下	下	下		
ら一六	ら二四	ら一六		
旧規則第百二十六号の三様式	旧規則第百二十六号の三様式	旧規則第百二十六号の三様式		